

今月は新型コロナ（COVID19）の感染拡大の懸念から予定していた街宣、会合・会議など多くの活動が制約を受けました。3/13時点で未だ収束の兆しは見えません。

「働くことを軸とする安心社会」

豊かな生活時間の確保とあるべき労働時間の実現に向けて（めざす姿）

相互の時間を確保するための対応

時間外割増率の引き上げ

休日・深夜労働の代償措置

基盤整備

豊かで
社会的責任を
果たしうる
生活時間

あるべき
労働時間

- 健康（睡眠・食事）が十分に確保できる
- 通勤・通学時間
- 育児、介護、病気の治療
- 余暇の充実（自己啓発、趣味など）
- 地域との関わりや社会貢献（消防団や自治会、ボランティア、保護者会など）

16時間以上/日

- 過労死の根絶
- 長時間労働の是正
- 過重労働の防止
- 健康かつ安全
- 個々人の能力を最大限発揮できる
- 新たなスキル・能力を開発できる

8時間以下/日

管理監督者を含むすべての労働者の労働時間管理

36協定の適切な締結と運用の徹底

働き方も含めた取引の適正化

過重労働防止に向けた健康確保措置

安全な職場の構築

あるべき労働時間の
実現に向けて

豊かな生活時間の
確保に向けて



を、そして目指す姿を見つめ直してみよう！
長時間労働是正」や「働き方」について連合白書から原点

長時間労働の是正

長時間労働の是正。それは日本にとって

積年の課題である。連合はこれまで数次にわたり「時短方針」を策定し、労働時間短縮の取組みを進めてきた。しかし、一般労働者の年間総実労働時間は2000時間と高止まりし、過労死などの痛ましい事案も後を絶たない。

こうした状況を踏まえ、連合は2018年12月、従来の労働時間短縮の取組みを進化させた新たな方針を策定した。すべての働く者が豊かで社会的責任を果たしうる「生活時間の確保」と安全で健康に働くことができる職場の中で最大限のパフォーマンスが発揮できる「労働時間の実現」を同時に追求する「豊かな生活時間の確保とあるべき労働時間の実現に向けた方針」である。

新方針では、連合がこれまで示してきた「連合1800時間もある」をはじめとした「労働時間」の取組みに加え、「生活時間」を支える基盤整備の必要性を提起した。具体的には、「豊かな生活時間の確保」に向けて、年次有給休暇の確実な取得や深夜・休日労働の抑制、生活時間帯における「つながらない権利」の保障などを提起した。

次いで「あるべき労働時間の実現」に向けて、労働時間管理の徹底や36協定の適切な締結と運用などを掲げた。そして、「相互の時間を確保」する取組みとして時間外割増率の引き上げや休日・深夜労働の代償措置の導入を掲げた。今後は「豊かな生活時間の確保」「あるべき労働時間の実現」への理解を深めたいうで取組みを進める必要がある。

考えよう！働き方

連合が目指す社会は「働くことを軸とする安心社会」。その実現に向けては「豊かな生活時間の確保」と「あるべき労働時間の実現」を両輪で取り組んでいくことが不可欠である。連合は構成組織・地方連合会と一丸となり、社会全体を巻き込んだ運動を展開していく。

（連合白書より）

豊かな生活時間

睡眠、食事など生理的に必要な時間に加え、家族とのふれあい、趣味、地域活動、自己啓発なども含めた社会的責任を果たしうる時間

あるべき労働時間

本来、労働者が従事すべき労働時間として超過勤務を前提としない労働基準法で定める原則の上限労働時間